

**鳥取県告示第 112 号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡琴浦町大字古長字堂前557の4、557の5
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため